

令和五年第五回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和五年三月二十四日
所 世田谷区教育委員会会議室

午後一時三十分開議

○渡部教育長 ただいまから令和五年第五回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和五年第四回定例会・第一回臨時会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。鈴木委員と坂倉委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案十二件と事務局からの報告が三件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一から日程第三までを併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第二十二号 世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改

正する規則

日程第二 議案第二十三号 世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改

正

日程第三 議案第二十四号 世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則の

一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第二十二号から議案第二十四号までの三件につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 それでは、議案第二十二号から議案第二十四号までの三件を一括して御説明申し上げます。

これらの規則等は、いずれも令和五年四月一日付で行われる教育委員会事務局などの組織改正に伴い、改正する必要があるものでございます。

まず、議案第二十二号です。世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則となります。資料の最後のページ、三三ページを御覧ください。

こちらは、このたびの組織改正案を一枚でまとめた資料でございます。内容といたしましては、教育委員会事務局内の三部の連携を強化し、一層の学校教育の推進を図っていくに伴い、教育計画、教育環境、生涯学習を整備、推進する教育政策・生涯学習部、学校教育の本体をつかさどる学校教育部、子ども、保護者、教員への支援、地域や大学、企業等との連携推進等の機能を一層強化する教育総合センターの三部体制といたします。

教育政策・生涯学習部は、生涯学習・地域学校連携課のうち、生涯学習・社会教育部門を生涯学習課とし、中央図書館を併せた体制といたします。

学校教育部では、学務課を学校教育部へ移管し、学校運営に直接的に関わる体制とします。

また、部活動の地域移行を推進するために、生涯学習・地域学校連携課の地域学校連携担当係長を増設して、その機能を地域学校連携課とし、副参事（スポーツ推進担当）とともに学校教育部へ移管します。

教育総合センターは、教育相談体制、不登校支援、特別支援教育の施策をさらに具体的に推進するため、教育相談・支援課を教育相談課、支援教育課に分割します。

また、乳幼児教育・保育支援課は、区の乳幼児教育施策を集中的に展開するため、教育総合センター管理係を教育相談課へ移管するとともに、教育ICT推進課と教育研究・研修課を統合し、教育研究・ICT推進課とします。

本議案は、この組織改正に伴い、規定の整備を行っております。詳細につきましては、資料二ページの案文、九ページ以降の新旧対照表のとおりとなっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

議案第二十二号については以上でございます。

次に、議案第二十三号について御説明いたします。世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正となります。

こちらにも組織改正に伴い、教育委員会における事案決定手続規程を改正するものがございます。

詳細につきましては、資料二ページ目の案文、九ページ以降の新旧対照表のとおりとなっております。

最後に、議案第二十四号について御説明いたします。世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則となります。

本規則についても、組織改正に伴い、教育総務部長を教育政策・生涯学習部長へ変更する規定整備を行うものがございます。

詳細につきましては、資料二ページ目の案分、三ページ目以降の新旧対照表のとおりとなっております。

以上、これらの組織改正に伴う規則等の改正につきましては、令和五年四月一日からの施行としております。

議案第二十二号から議案第二十四号までの三件につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第二十二号から議案第二十四号までの三件について、一括して採決することといたします。

これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

議案第二十二号から議案第二十四号までの三件を原案どおり承認することに

御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第二十二号から議案第二十四号までの三件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第四 議案第二十五号 世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する

規則

○渡部教育長 議案第二十五号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第二十五号について御説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する必要があるため、提案するものです。

資料右上三ページ、新旧対照表にて説明させていただきます。改正前の第三条第三項では、情報公開条例や個人情報保護条例に関する事務の補助執行について規定し、区長部局の区政情報課長が教育委員会の事務調整を行う根拠としてきました。このたび改正された個人情報保護法では、地方公共団体も新たに同法の適用を受けることとなり、区長部局と教育委員会の実施機関の単位を超えた情報のやり取りを行うことについては、補助執行の規定を根拠とするには足りないとの解釈が国より示されました。このため、第三条第三項に規定した事務については、実施機関の単位である教育委員会が対応する必要があるため、削除するものです。

なお、事務処理上は、区政情報課の職員が教育委員会の職員を兼務すること

により、特段の変更は生じない見込みです。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第二十五号につきまして採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第五と日程第六を併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第五 議案第二十六号 世田谷区教育委員会服務監察規程

日程第六 議案第二十七号 世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会

規程

○渡部教育長 議案第二十六号と議案第二十七号の二件につきまして、知久教育総務部長及び小泉教育政策部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 それでは、議案第二十六号について御説明申し上げます。本案は、教育委員会が任命する幼稚園教育職員及び会計年度任用職員の服務に関する監察及びその処理に当たつての基本的事項を定め、監察事務の公正な実施を図ることで、幼稚園教育職員等の非行及び事故の発生を予防し、公務に對して寄せられる区民の信頼に応えることを目的とした規程を新たに定めるため、提案するものでございます。

二ページを御覧ください。第一条は、ただいま申し上げました本規程の目的でございます。第四条では、服務監察の対象となる事項を定めるとともに、続く三ページの第五条では、服務監察の実施機関を定め、教育委員会の命により、

主任監察員の指揮の下に、監察員及び副監察員が実施することといたします。服務監察は、主任監察員には教育政策・生涯学習部長の職にある者を、監察員には教育総務課長の職にある者を、副監察員には教育総務課調整係長の職にある者をもって充てるものとし、必要に応じて、その事案に係る監察員及び副監察員を別に指名することが出来るものとしております。

第六条から第八条までは、主任監察員等の責務や服務監察を行うに当たつての基本的事項の策定、監察資料の提出等について規定しております。

また、四ページの第九条第一項では、部長等に対し、教育委員会への非行や事故の報告を義務づけるとともに、第二項では、事故監察について規定してまいります。

次の第十条では、教育委員会に対し、主任監察員が実施した服務監察の結果の報告を定めています。

第十一条では、服務監察の結果報告を受けた教育委員会の措置命令等を定め、教育委員会が関係部長等に対し必要な措置を講ずることを命ずることや、服務監察の結果が幼稚園教育職員等の身分に係るもので、必要があると認めるときは、世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会に諮問することを定めています。

また、第十二条では、関係部長は速やかに必要な措置を講ずること、その結果を教育委員会に報告することを定めております。

なお、本規程の施行は、令和五年四月一日となります。また、本規程の制定に伴い、既存の世田谷区幼稚園教職員服務監察規程は廃止いたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小泉教育政策部長 私からは、議案第二十七号、世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程について御説明いたします。

ただいま教育総務部長から御説明のありました規程を受けてのものですけれ

ども、本規程は、教育委員会が任命する幼稚園教育職員及び会計年度任用職員に対して、教育委員会が実施する分限及び懲戒処分の実施に際し、その適正を期するため、分限懲戒審査委員会を設置することについて定めるものでございます。

資料二ページを御覧ください。第一条は、設置の目的を書いてございます。

第二条におきまして、教育委員会から職員の分限処分及び懲戒処分に関して諮問があった際に、分限懲戒審査委員会での処分について審査し、答申を行うことを規定しております。

また、第三条において、分限懲戒審査委員会の組織を規定し、教育委員会の組織改正後の教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長及び学識経験者一名で構成され、委員長は学校教育部長とすることを規定しています。なお、学識経験者一名につきましては、弁護士を想定しております。

また、第四条以降に、その他、審査に必要な事項を規定してございます。施行日でございますが、令和五年四月一日を予定しております。また、本規程の施行に合わせて、世田谷区幼稚園教育職員分限懲戒審査委員会規程を廃止いたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 この場合の会計年度任用職員というのは、幼稚園の会計任用ではなくて、全ての会計年度任用職員になるのですか。

○小泉教育政策部長 幼稚園以外の教育委員会事務局に勤務する会計年度任用職員、それから、小・中学校に勤務する教育委員会が任命している会計年度任用職員という形になります。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○渡部教育長 ほかはございませんか。

それでは、議案第二十六号と議案第二十七号の二件について、一括して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

議案第二十六号と議案第二十七号の二件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第二十六号と議案第二十七号の二件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第七を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第七 議案第二十八号 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第二十八号につきまして、小泉教育政策部長より提案理由の説明をお願いします。

○小泉教育政策部長 それでは、議案第二十八号、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について御説明させていただきます。

改正の趣旨でございますが、地方公務員法の改正により公務員の定年年齢が引き上げられることに伴い、定年前再任用短時間勤務制が導入されますが、この定年前再任用短時間勤務職員である管理職員について手当区分を新設するものでございます。

資料の四ページ、新旧対照表を御覧ください。資料の改正後の欄でございます。赤字で書いておりますが、第二条及び第三条につきまして、それぞれ(2)

に該当する部分ですが、定年前再任用短時間勤務職員に関する手当額を新たに設けることとしております。

施行日につきましては、それぞれ令和五年四月一日となっております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第二十八号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第八から日程第十までを併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第八 議案第二十九号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関

する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第九 議案第三十号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の

一部を改正する規則

日程第十 議案第三十一号 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部

を改正する規則

○渡部教育長 議案第二十九号から議案第三十一号までの三件につきまして、小泉教育政策部長より提案理由の説明をお願いします。

○小泉教育政策部長 それでは、議案第二十九号から議案第三十一号について、一括して御説明させていただきます。

これらの規定においては、服務や手当に係る申請を職員が行う場合にシステムで行うことを基本とされておりますが、端末が個人に配備されていないなど

の理由から、紙の様式で届出をせざるを得ない職員がございました。その場合に、現行規則で定める様式を使用するように定められておりますが、このたび、こうした職員が少ないという観点も踏まえまして、規則で定めるのではなくするという改正を行おうとしているものでございます。

議案第二十九号の四ページ、新旧対照表を御覧ください。例えば第五条のところでございますが、右側のところで、「週休日の振替命令簿（第二号様式）により行うことができる」となっているものを、左側の改正後でございますが、「教育委員会が別に定める様式」によるというような形で、規則で定めるのではなく、教育委員会の要綱等で定めることというような改正を行おうというものでございます。

議案第三十号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を御覧ください。こちらについても同様の改正を行うものでございます。五ページの新旧対照表に同様のことを規定しております。

また、併せて、こちらの規則の場合、資料の一一ページを御覧ください。様式（第六条関係）というもので、職員別給与簿というのがございます。こちらにつきましましては、各職員がシステムで申請するものではなく、事務局で職員給与簿ということを整理することになっております。この様式につきまして、法令改正等による文言の改正があったものにつきまして、適宜、改正したものを改正するというものでございます。

施行日につきましては、議案第二十九号から議案第三十一号までにつきまして、全て令和五年四月一日となっております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第二十九号から議案第三十一号までの三件について、一括して採決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

議案第二十九号から議案第三十一号までの三件を原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第二十九号から議案第三十一号までの三件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第十一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第四 議案第三十二号 学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第三十二号につきまして、小泉教育政策部長より提案理由の説明をお願いします。

○小泉教育政策部長 それでは、議案第三十二号、学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本規則は、令和五年四月一日付で教育委員会事務局の組織改正及び個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則を一部改正する必要があるため、提案するものでございます。

三ページからの新旧対照表を御覧ください。改正部分につきましては、五ページ、一番下からのものになります。まず、第二条の第十五号になりますが、これまで個人情報の取扱いにつきましては世田谷区個人情報保護条例を根拠としておりましたが、新しく個人情報保護に関する法律を根拠とした個人情報という定義になります。

続きまして、資料六ページを御覧ください。これまでも教育情報化委員会というものを置いており、その後、第四条以降でその組織について定めておりましたが、この教育情報委員会の運営に関し必要な事項は「情報統括責任者が別に定める」という規定を新たに設けることとし、その運営に関しましては別に定めることを規定しております。

続きまして、資料八ページを御覧ください。第八条第二項になりますが、情報統括責任者につきましては、これまで「教育政策部長をもって充てる」と規定しておりますが、教育委員会事務局の組織改正に伴い、「教育総合センター長をもって充てる」という規定に変えております。また、以下、組織改正に伴い、課長の課の名称が変わることから、教育ICT推進課長をもって充てる統括システム管理者につきましては、「教育研究・ICT推進課長をもって充てる」というように改正しております。

この規則の改正について、施行期日は令和五年四月一日となっております。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第三十二号について採決を行います。本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第十二を上程いたします。

「大野調整係長朗読」

日程第十二 議案第三十三号 世田谷区社会教育委員の会議規則の一部を改

正する規則

○渡部教育長 議案第三十三号につきまして、内田生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○内田生涯学習部長 それでは、議案第三十三号につきまして御説明いたします。

本件は、令和五年四月一日付組織改正に伴い、世田谷区社会教育委員の会議規則の一部を改正する必要があるため、御提案し、御審議をお願いするものでございます。

改正内容についてはですが、資料右上に記載、四ページの規則新旧対照表の第六条を御覧ください。会議の庶務の規定について、記載のとおり改めるものとなります。

なお、本規則は、令和五年四月一日からの施行を予定しております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第三十三号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1) 令和五年四月一日付教育委員会事務局課長補佐・係長級職員の人事異動について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和五年四月一日付教育委員会事務局課長補佐・係長級職員の人事異動について御説明させていただきます。

資料を御覧ください。1の異動者名簿でございますが、転入と転出につきま

して、それぞれ資料右上に記載のページ番号二ページ以降に掲載させていただいてございます。それぞれ氏名、新所属等、掲載されてございますので、後ほど御確認をいただければと存じます。

なお、発今年月日でございますが、令和五年四月一日付となります。簡単ですが、説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)国登録有形文化財（建造物）の登録について、本件に関して、加野生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 それでは、国登録有形文化財（建造物）の登録について御報告いたします。

令和五年三月十七日に開催された国の文化審議会文化財分科会において、世田谷区の二か所、三件の件につきまして、国文化財登録原簿に登録する旨の答申がありましたので、御報告いたします。今後、官報告示をもって正式に登録となるものでございます。

なお、区内において原簿に登録されている建造物は、今回、新たに登録される三件を含め、二十六件となります。

概要でございます。2の(1)を御覧ください。平田家住宅主屋及び平田家住宅門及び塀につきまして御説明します。所在の場所が代田六丁目でございます。建築の年代が昭和十一年、十二年のもので、和洋折衷の住宅建築となっております。

続きまして、二ページを御覧ください。(2)でございます。上野毛二丁目にありますブルーボックスハウスが該当となっております。これは建築年代が昭

和四十六年で、宮脇檀氏の設計によるもので、革新的作品として貴重なものとされており。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和五年四月の各課行事予定につきまして御説明させていただきます。

まず、教育委員会の予定でございますが、四月十一日に第六回教育委員会定例会、また、四月二十五日に第七回教育委員会定例会が予定されてございます。

また、四月六日が小学校入学式、七日が中学校入学式となっております。次ページ以降に、その他各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(4)その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 本日は、資料配付が三件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないことといたします。

非公開の会議に当たりまして、関係職員として、知久教育総務部長、小泉教育政策部長、平沢教育総合センター担当参事、内田生涯学習部長、井上教育総務課長、前島学校職員課長、毛利教育指導課長、井元副参事、加野生涯学習・地域学校連携課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席といたします。

それでは、ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いします。

午後二時一分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午後二時十分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

今回の教育委員会は四月十一日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和五年第五回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午後二時十一分閉会